

裁判所法の一部を改正する法律案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)

改正案	現行
<p>第六十七条 (修習・試験) (略)</p> <p>司法修習生は、その修習期間中、<u>最高裁判所の定めるところにより、その修習に専念しなければならない。</u></p> <p>前項に定めるもののほか、<u>第一項の修習及び試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定める。</u></p> <p>第六十七条の二 (修習資金の貸与等) <u>最高裁判所は、司法修習生の修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、司法修習生に対し、その申請により、無利息で、修習資金(司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金をいう。以下この条において同じ。)を貸与するものとする。</u></p> <p><u>修習資金の額及び返還の期限は、最高裁判所の定めるところによる。</u></p> <p><u>最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が災害、傷病その他や</u></p>	<p>第六十七条 (修習・試験) (同上)</p> <p>司法修習生は、その修習期間中、<u>国庫から一定額の給与を受ける。</u></p> <p><u>ただし、修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間を超える部分については、この限りでない。</u></p> <p><u>第一項の修習及び試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定める。</u></p> <p>(新設)</p>

むを得ない理由により修習資金を返還することが困難となつたときは、その返還の期限を猶予することができる。この場合においては、国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）第二十六条の規定は、適用しない。

最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が死亡又は精神若しくは身体の障害により修習資金を返還することができなくなつたときは、その修習資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

前各項に定めるもののほか、修習資金の貸与及び返還に関する必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十四条 裁判官の報酬等の応急的措施に関する法律（昭和二十二年法律第六十五号）は、これを廃止する。</p>	<p>第十四条 裁判官の報酬等の応急的措施に関する法律（昭和二十二年法律第六十五号）は、これを廃止する。但し、司法修習生の受ける給与については、なお従前の例による。</p>